

静岡県地域公共交通活性化協議会の評価委員会の設置（案）

（事務局）

1 要旨

“ふじのくに”地域公共交通計画（以下「計画」という。）を毎年度評価し、PDCAを着実に進めるため、静岡県地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）に評価委員会を設置する。

2 現状

- ・令和4年7月、県は、計画の策定及び実施等に関する協議を行うことを目的に、協議会を設置した。
- ・協議会は、学識経験者、交通事業者、国、県及び市町など71名の委員で構成される。
- ・令和4年度と令和5年度の2年間で、6回の協議会を開催し、計画を策定した。

3 問題点

協議会において、71名の委員が、計画の数値指標の達成状況及び目標達成のための施策の取組状況を評価案としてとりまとめようとする場合、意見集約が難しく、かつ、調整に時間を要することが想定される。

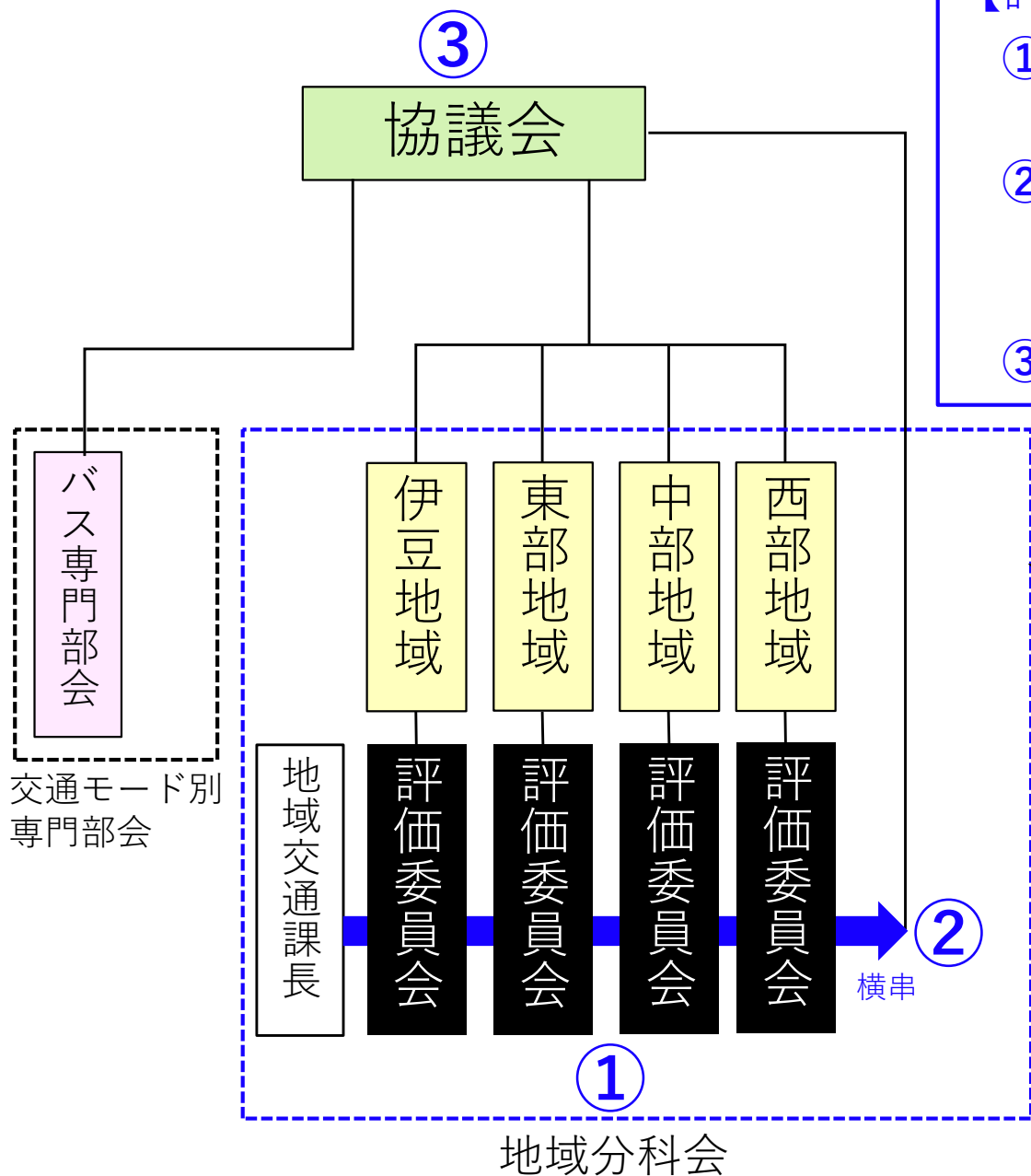
4 対応

- ・各地域分科会内に評価委員会を設置する。
- ・各地域分科会評価委員会は、地域分科会と同じ構成員をもって組織する。
- ・まず、各評価委員会において、各地域の数値指標及び施策の取組状況の評価を行う。
- ・次に、全ての地域分科会の分科会長である地域交通課長（協議会事務局）が、全県の数値指標及び施策の取組状況をとりまとめ、全県の評価案を作成。
- ・最後に、協議会において、全県の評価案を審議する。

5 年間スケジュール（次年度以降）

6月	地域分科会評価委員会・・・各地域の評価
7月	数値指標及び各地域の評価を全県の評価案としてとりまとめ
8月	第1回協議会・・・決算報告、全県の評価案を審議
2月	地域分科会・・・事業計画及び予算の審議、施策の実施状況の報告
3月末	第2回協議会・・・事業計画及び予算の審議、施策の実施状況の報告

< 評価委員会の位置づけ >



- 【評価手順】**
- ①各地域分科会評価委員会において、各地域の評価
 - ②地域交通課長（協議会事務局）が、全県の数値指標及び施策の取組状況をとりとまとめ、全県の評価案を作成
 - ③協議会において、全県の評価案の審議

地域分科会構成員

【分科会長】
県地域交通課長

【構成員】

- ・ 国、市町、道路管理者
- ・ 交通事業者
- ・ 交通事業関係者

< P D C A サイクル (令和7~10年度) >

